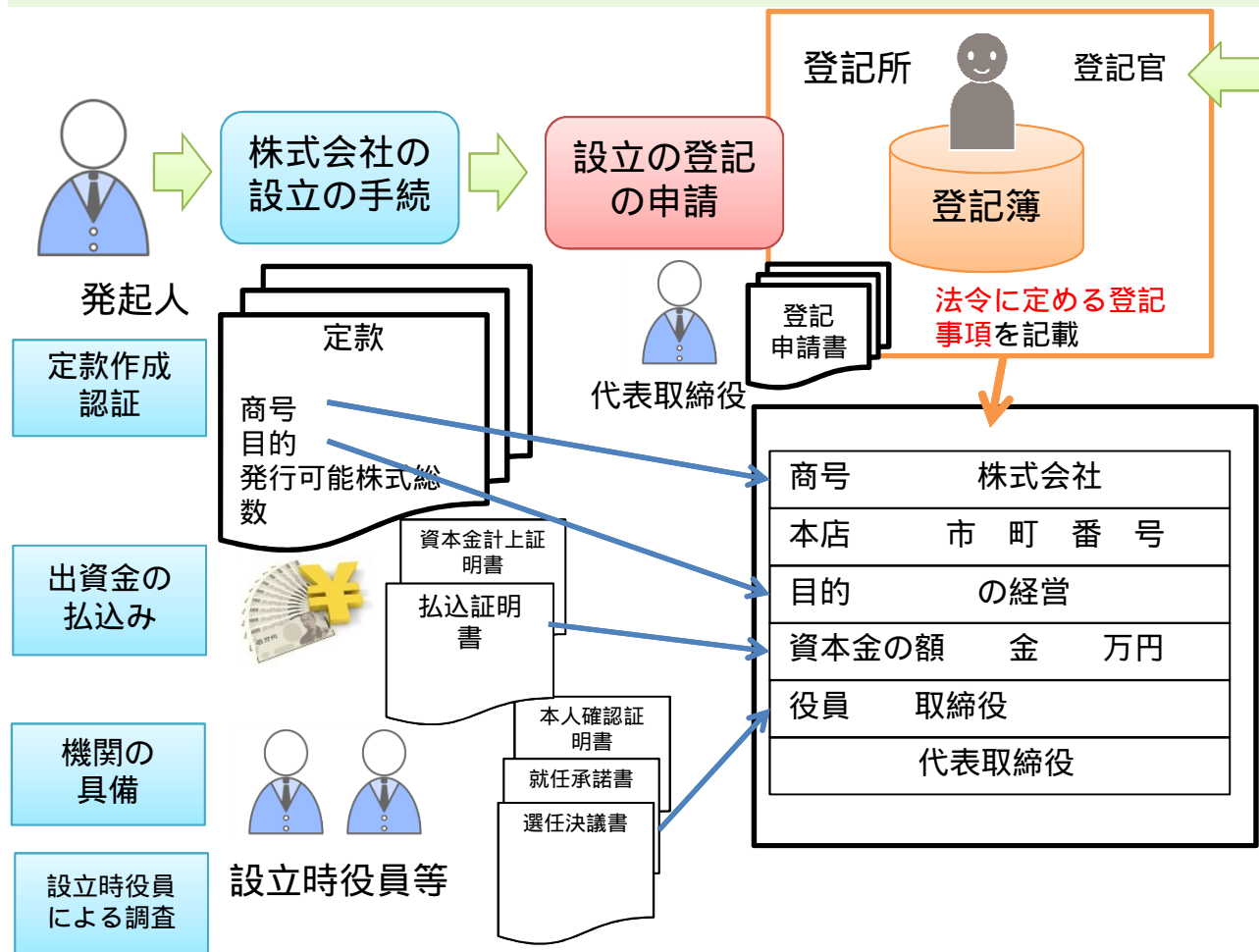


会社の設立と登記手続

資料3 - 3



- 登記官による審査事項の例**
- 商号
 - 使用制限（「銀行」，使用可能なローマ字等の符号等）
 - 本店
 - 定款の定め
 - 本店所在地の決議書
 - 目的
 - 適法性・営利性・明確性
 - 株式・資本
 - 定款の定め（最低出資額，種類株式の内容等）
 - 出資金の払込場所・払込金額
 - 口座名義人
 - 役員
 - 定款の定め（多様な機関設計）
 - 選任決議書等・就任承諾書
 - 本人確認証明書（住民票等）
 - 監査役の監査の範囲
 - 登録免許税の納付
 - etc・・・

登記手続の流れ（ オンライン申請では，受付と記入の多くは自動化）

受付（順位保全）

調査（審査）

記入（登記簿への記録）

校合（登記の実行）

審査内容

登記官は，会社法，商業登記法等の法令等に基づき，設立の実体的・手続的適法性を調査し，申請に却下事由に該当する事項がないか審査

商業登記の役割

商業登記

会社等に関する一定の事項を登記簿に記録して公示

会社の信用の維持を図る

取引の安全と円滑に資する

登記所

登記官

法令の規定に
基づく
厳格な審査



登記簿

登記事項を記載

法人格 の付与

正確性
迅速性 が要求される

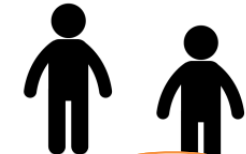
商号	株式会社
本店	市 町 番 号
目的	の経営
資本金の額	金 万円
役員	取締役
	代表取締役



会社側

取引の相手方

取引の
相手方



登記の
公示

信用の維持

取引の安全

法人格は観念的 そのままでは安全で迅速な取引ができない。

登記の公示によって、

会社側 自らの組織体，商号，事業内容等について別に証明する必要がない。

取引の相手方 登記されている事項について調査する必要がない。

仮に登記が真実でないとすると，会社や取引の相手方に，

調査のコスト，紛争が生ずることによるコスト等 が生じる。

商業登記の真実性の確保（昨今の改正）

真実性確保の要請

商業・法人制度に関する意見書（平成24年4月 日本弁護士連合会）

- ここ数年、株式会社の法人格及び商業・法人登記の制度並びに信用力を悪用した業者による被害（例えば未公開株商法，社債商法等）が増加している。
- 株式会社における取締役等についてもその住所や実在性を担保し，その就任の意思を確認して，会社法が規定する本来の職務を行わせるべくその自覚を促すために，就任時に印鑑登録証明書の添付を必要とすることは有用であると考えられる。

詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議（平成25年8月 内閣府消費者委員会）

- 2．詐欺的投資勧誘に用いられる犯行ツールに関する取組の強化（建議事項2（4））
法務省は，代表権を有しない取締役等の登記の申請に当たり，他人や実在しない者の名義が冒用される事例の把握に努め，その結果を踏まえ，登記事項の真正を担保するための所要の措置の要否を含め，対応策について検討すること。

平成27年2月 商業登記規則の改正

取締役等の本人確認証明書の添付
（商登規61）

虚無の取締役，監査役の登記を防止

代表取締役等の辞任届の印鑑の印鑑証明書の添付
（商登規61）

虚偽の辞任による退任の登記を防止

平成28年10月 商業登記規則の改正

株主総会の決議等を要する場合の主要株主リストの添付
（商登規61，）

虚偽の株主総会決議等による登記を防止

商業登記における現下の取組

- 商業登記情報の連携
- 法人設立等手続の迅速化（企業・投資の促進）

登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン (平成28年10月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定)

- 事業開始等の際に必要な各種手続における登記事項証明書の添付を省略し，国民・企業等の負担を軽減（平成32年度中のシステム運用開始）
- 会社の設立登記の申請を優先的に処理（ファストトラック化）するほか，上記のシステム更改において，二次元バーコードの活用による情報入力の自動化を行うなどして，会社の設立登記手続について，原則として申請から3日以内に完了できるようにする。
- 業務プロセス改革とともに，機器の使用実績を踏まえた削減等により，システムの運用経費を約33%削減する。

- 行政手続の合理化・迅速化

規制改革推進会議行政手続部会「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」に基づく「行政手続コスト」削減のための基本計画

次のような取組により，平成33年度までに20%の行政手続コストの削減を図ることとしている。

- 手続のオンライン化の徹底（平成28年度の株式会社のオンライン申請割合は，約52%）
- 同じ情報は一度だけの原則（行政機関間における商業登記情報の連携）
- 書式・様式の統一（法務省HPに掲載した登記申請書記載例の充実等）
- 処理期間の短縮（会社の設立登記申請の優先処理等）

登記完了までの日数(処理日数)

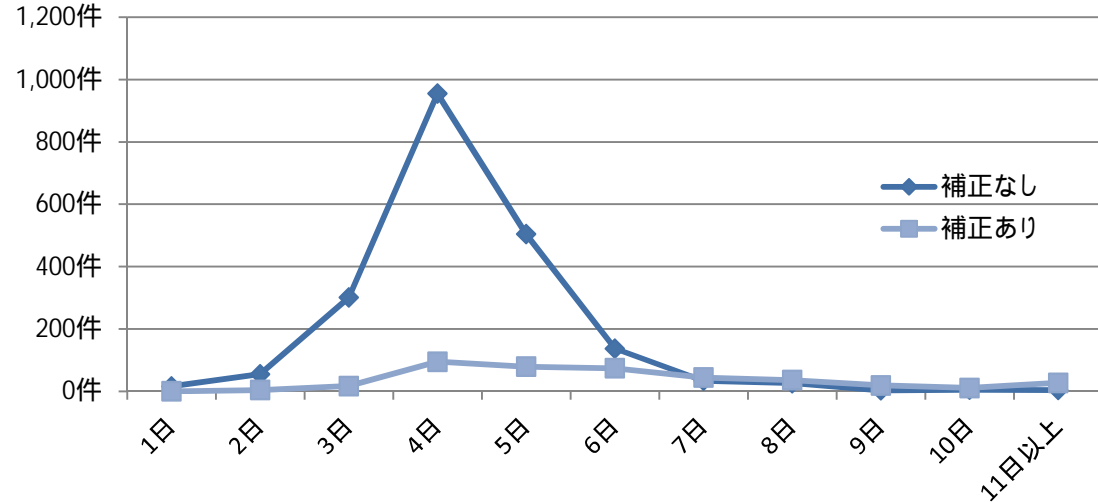
東京局及び甲府局におけるサンプル調査(H28.1.4～15)結果

- 受付当日に登記を完了したもののみ「1日」とし、24時間以内に登記が完了していても完了日が受付日の翌のものについては「2日」としている。

【東京局】

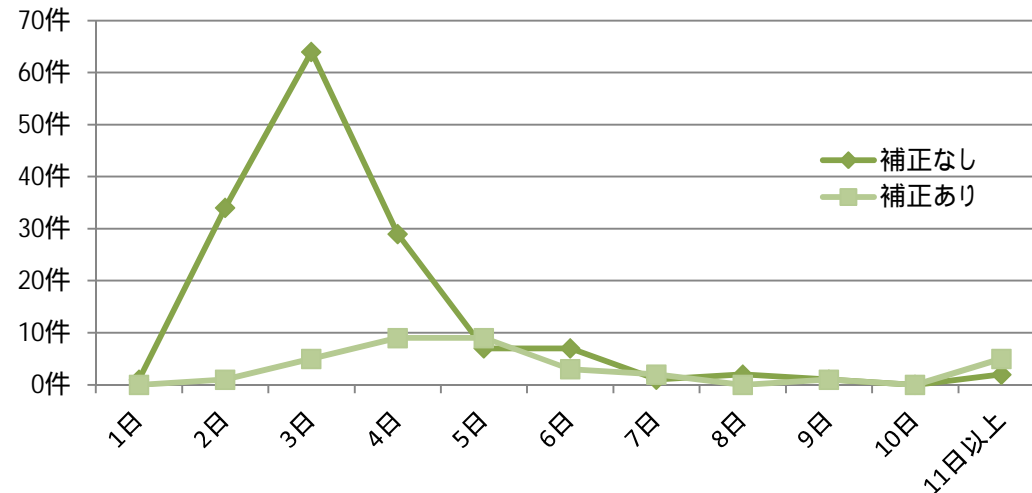
期間	全事件	割合	補正なし	割合	補正あり	割合
1日	16	0.7%	16	0.8%	0	0.0%
2日	59	2.4%	55	2.7%	4	1.0%
3日	318	13.0%	301	14.8%	17	4.2%
4日	1050	42.9%	955	46.8%	95	23.4%
5日	583	23.8%	504	24.7%	79	19.5%
6日	211	8.6%	137	6.7%	74	18.2%
7日	78	3.2%	34	1.7%	44	10.8%
8日	62	2.5%	26	1.3%	36	8.9%
9日	22	0.9%	3	0.2%	19	4.7%
10日	16	0.7%	5	0.3%	11	2.7%
11日以上	31	1.3%	4	0.2%	27	6.7%
合計	2446	100%	2040	100%	406	100%

登記完了までの日数



【甲府局】

日数	全事件	割合	補正なし	割合	補正あり	割合
1日	1	0.6%	1	0.7%	0	0.0%
2日	35	19.1%	34	23.0%	1	2.9%
3日	69	37.7%	64	43.2%	5	14.3%
4日	38	20.8%	29	19.6%	9	25.7%
5日	16	8.7%	7	4.7%	9	25.7%
6日	10	5.5%	7	4.7%	3	8.6%
7日	3	1.6%	1	0.7%	2	5.7%
8日	2	1.1%	2	1.4%	0	0.0%
9日	2	1.1%	1	0.7%	1	2.9%
10日	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
11日以上	7	3.8%	2	1.4%	5	14.3%
合計	183	100%	148	100%	35	100%

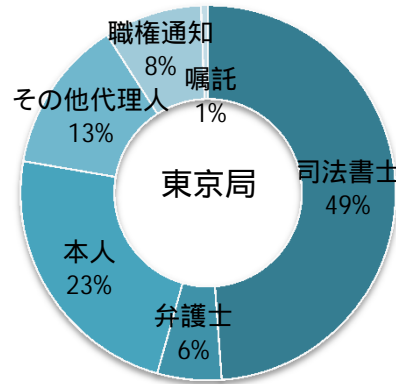


申請人別 申請及び補正状況

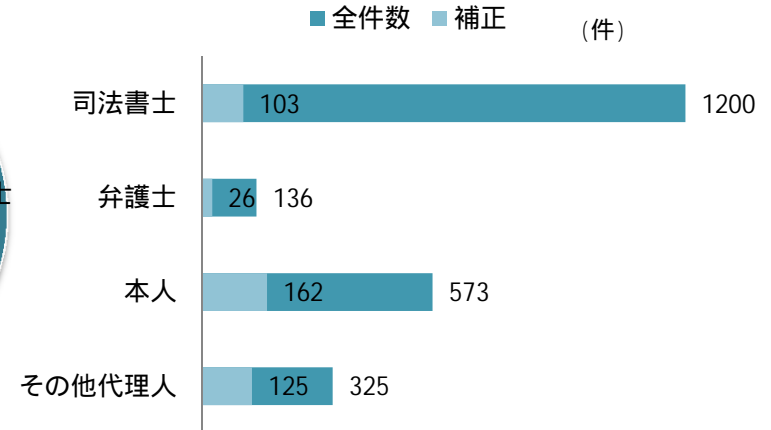
【東京局】

申請人	全件数	補正	補正割合
司法書士	1200	103	8.6%
弁護士	136	26	19.1%
本人	573	162	28.3%
その他代理人	325	125	38.5%
職権通知	208	0	0.0%
嘱託	15	0	0.0%
合計	2457	416	16.9%

申請人別申請割合



補正状況



【甲府局】

申請人	全件数	補正	補正割合
司法書士	122	17	13.9%
本人	35	9	25.7%
その他代理人	17	10	58.8%
職権通知	11	0	0.0%
合計	185	36	19.5%

申請人別申請割合

